

令和5年度 10月分登下校時刻

記

1 通常の登校時刻 午前 8時20分

2 通常の下校時刻

| 学 年 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 |
|-----|-------|------------------|-------|-------|-------|
| 1 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 |
| 2 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 15:50 |
| 3 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 15:50 | 15:50 |
| 4 | 14:55 | ク15:50 委14:55 | 15:50 | 15:50 | 15:50 |
| 5 | 14:55 | 15:50 | 15:50 | 15:50 | 15:50 |
| 6 | 14:55 | 15:50 | 15:50 | 15:50 | 15:50 |

3 行事に伴い、通常登下校時刻が変更される日

| 日 | 曜 | 変更を必要とする 行 事 名 | 変 更 後 登 下 校 時 刻 | | | | | |
|----|---|----------------------|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | | | 1 年 | 2 年 | 3 年 | 4 年 | 5 年 | 6 年 |
| 2 | 月 | 陸上練習 | | | | | | 16:00 |
| 3 | 火 | 委員会活動、陸上練習 | | | | | 15:50 | 16:45 |
| 6 | 金 | 陸上練習 | | | | | | 16:45 |
| 10 | 火 | 陸上練習 | | | | | | 16:45 |
| 17 | 火 | クラブ活動 | | | | 15:50 | 15:50 | 15:50 |
| 19 | 木 | 5時間授業 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 |
| 20 | 金 | 遠足(2年) | | 15:00 | | | | |
| 24 | 火 | 5時間授業 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 | 14:55 |
| 25 | 水 | 3時間授業給食あり (就学時健診) | 12:50 | 12:50 | 12:50 | 12:50 | 12:50 | 12:50 |
| 26 | 木 | 遠足(1年) | 15:00 | | | | | |
| 31 | 火 | 委員会活動 | | | | | 15:50 | 15:50 |

11月(11月10日までの下校予定を載せさせていただきます)

| | | | | | | | | |
|----|---|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 4 | 土 | 学校公開 | 11:40 | 11:40 | 11:40 | 11:40 | 11:40 | 11:40 |
| 6 | 月 | 学校公開休業日 | | | | | | |
| 7 | 火 | クラブ活動 | | | | 15:50 | 15:50 | 15:50 |
| 10 | 金 | 5時間授業(2年) | | 14:55 | | | | |

中学校選択制度について

本市では、学校ごとに通う地域（通学区域）を定め、住所によって入学する学校（指定校）を指定しています。中学校選択制度は、子どもと保護者の希望により指定校以外の学校を選択申請する制度です。（※受け入れ学校の状況により受け入れができない場合もあります。）

本年度は対象となる、令和6年度初めから吉川市立中学校に入学する新1年生のご家庭に、指定校通知とともに中学校選択制度のご案内が配付されています。内容についてご確認いただき、中学校選択制度を希望される場合は、通学距離、地域活動などを考慮し、必ず期限内に申請をしてください。入学校決定後に改めて学校を選択しなおすことはできませんので、ご家庭でよく相談の上、慎重に決めていただきますようお願いいたします。

申請期間：電子申請10月25日～11月6日、教育委員会窓口10月25日～11月8日
窓口受付は各日午後5時まで

虐待の疑いがある場合は、 学校から子育て支援課、児童相談所へ通告することがあります。

【虐待とは？】

【身体的虐待】

- ・児童の身体に外傷が生じ、又は生じる恐れのある暴行を加えること殴る、蹴る、投げ落とす、やけどを負わせる、戸外に締め出す など



【性的虐待】

- ・児童にわいせつな行為をすること又は児童にわいせつな行為をさせること

【ネグレクト】

- ・児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による身体的、性的虐待、又は心理的虐待と同様の行為の放置、その他の保護者としての監護を著しく怠ること
食事を与えない、ひどく不潔にする など



【心理的虐待】

- ・児童に対する著しい暴言、又は著しく拒絶的な対応、児童の面前での配偶者に対する暴力、その他児童に対する著しい心理的外傷を与える言動を行うこと
言葉による脅し、無視、子どもの前で家族に対し暴力をふるうなど



学校で、身体に不自然なあざや傷を見つけた場合など、虐待が疑われる場合は、子育て支援課や児童相談所に通告をすることがあります。子育て支援課や児童相談所は、子どものことや家庭のことで困っている場合に手助けをする機関ですので、虐待につながってしまうような困りごと、原因などがある場合は、解決のために一緒に考えていくことが大切です。学校からの通告は、保護者の方を責めるのではなく、子どもと一緒に守っていくために行うものです。どうぞご理解とご協力をお願いします。

学校には通告の義務があります

児童虐待に係る通告（児童虐待の防止等に関する法律第5条第1項）
通告は守秘義務に優先（児童虐待の防止等に関する法律第6条第3項）